

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況			2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質						3. 委員会等の構成						4. 意見聴取手法			
			a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者 のみ	③行政+一般住 民	④行政+学識者 +一般住民	⑤行政+学識者+ 有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等 型	④その他				
							a. 純技術的検討 等のため住民の参 加は要らない	b. 単に住民は参 加していない													
49		木津川流域水環境管理ワーク ショップ	a	○					○												
50		余野川ダム環境調査検討委員会	a.既設			○															
51		河川環境モニタリング調査																			
52		縦断方向河川形状修復ワーク ショップ(木津川上流)	c	○						○											
53		琵琶湖・淀川水質管理協議会(総 負荷量管理)	b																		
54	治水1-1-1	水害に強い地域づくり協議会(淀 川)	a	○																	○
55		水害に強い地域づくり協議会(琵琶 湖)	a	○					○												○ハザードマップ 作成に係るワーク ショップ(草津市)
56		水害に強い地域づくり協議会(木 津川上流)	c	○					○当面				○今後								
57		水害に強い地域づくり協議会(猪 名川)	a			○		○													
58	治水1-3-2	(琵琶湖管内)瀬田川・野洲川・草 津川水防連絡会	a			○		○													○行政担当者に よる意見交換
59	治水1-3-4	(猪名川管内)排水ポンプ場の運 転調整に関する専門部会	a			○		○													
60	治水4-1	(琵琶湖管内)瀬田川堤防補強検 討委員会	a			○		○													○ 学識者より指 導・助言を頂く
61	治水6-1	瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開環 境ワーキング	a			○															○ 学識者より指 導・助言を頂く
62	治水6-1	塔の島地区河川整備に関する検 討委員会	a			○							○								○
63	治水9-4	淀川舟運研究会	a			○			○												
64	治水9-3	地震・津波等危機管理協議会	b			○		○													○
65	治水-3	淀川堤防強化検討委員会	a			○			○												○
66		被害最小化のための流域対策協 議会																			
67	利水1-4	渇水対策会議(淀川水系全体)	c			○															○
68	"	渇水対策会議(琵琶湖・淀川関 係)	c			○															○
69	"	渇水対策会議(日吉ダム関係)	c			○															○
70	"	渇水対策会議(木津川関係)	c			○															○
71	"	渇水対策会議(室生ダム関係)	c			○															○
72	"	渇水対策会議(猪名川関係)	c			○															○
73	ダム1-2	(木津川上流管内)水源地ビジョ ン連絡会	a			○															○意見交換
74	ダム1-2	高山ダム水源地域ビジョン実行 連絡会	a			○															○

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況 a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質			3. 委員会等の構成						4. 意見聴取手法				
				①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者 のみ	③行政+一般住 民	④行政+学識者+ 一般住民	⑤行政+学識者+ 有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等 型	④その他
							a. 純技術的検討 等のため住民の参 加は要らない	b. 単に住民は参 加していない									
75		青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域 ビジョン実行連絡会	a	○					○						○		
76		室生ダム水源地域ビジョン実行連 絡会	a	○					○						○		
77		布目ダム水源地域ビジョン実行連 絡会	a	○					○						○		
78	ダム2-5	淀川水系土砂管理検討委員会	a			○			○						○		
79	ダム3-1	天ヶ瀬ダム再開発対話討論会															
80	"	既存施設有効活用技術検討会 天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る 既存施設有効活用技術検討委員	a			○			○								○ 学識者および 行政委員による委 員会形式
81	"	塔の島地区河川整備に関する検 討委員会	a			○				○							○
82	ダム4-2	川上ダム希少猛禽類保全検討会	a				○		○					○			
83	ダム5-3	姉川・高時川河川環境ワーキング グループ	a.						○								住民参加は無い
84		丹生ダム生態系保全検討委員会	a.						○								住民参加は無い
85		丹生ダム環境保全対策懇談会	a.						○								住民参加は無い
86	利用1-1	淀川水上オートバイ関係問題連 絡会	a			○			○								○
87	利用1-3	淀川水面利用調整協議会	a			○			○								○
88	利用2-1	河川保全利用委員会(淀川)	a			○					○				○		
89		河川保全利用委員会(琵琶湖)	a			○					○				○		事務局および 申請者による説明
90		河川保全利用委員会(木津川上 流)															
91		河川保全利用委員会(猪名川)	a			○			○								
92	利用3-1	淀川舟運整備推進協議会	a			○	○										○
93	利用3-3	淀川舟運航路に関する研究会	a			○			○								○
94	利用4-1	琵琶湖水陸移行帯ワーキング グループ	a			○調査研究					○				○	○	
95	公園-8-1	淀川河川公園基本計画改定委員 会	a			○			○								○
96	維持1-10	淀川管内集中管理センター検討 委員会	a			○			○								○
97	維持3-6	(琵琶湖管内)瀬田川水辺利用者 協議会	a	○							○				○	○	
98	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協 議会	b														
99	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協 議会	b			○			○								○
100		(木津川上流管内)水難事故防止 協議会	a 地域限定			○			○								○

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況 a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質			3. 委員会等の構成						4. 意見聴取手法				
				①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者 のみ	③行政+一般住 民	④行政+学識者 +一般住民	⑤行政+学識者+ 有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等 型	④その他
							a. 純技術的検討 等のため住民の参 加は要らない	b. 単に住民は参 加していない									
101	環境-17-1	淀川城北わんどイタセンバラ協議会	a			○			○								○
102	環境-17-1	近畿地方イタセンバラ保護増殖事業機構連絡会議	a			○	○										○
103	治水-2	淀川沿川整備協議会	a			○	○										○
104	治水-9-4	淀川大堰閘門検討委員会	a			○			○								○
105	維持5	旧瀬田川南郷洗堰保存検討ワー クショップ	a	○							○			○	○		
106																	
107																	
2. ③その他についてのコメント:																	
3. ③その他についてのコメント:																	
4. ③その他についてのコメント:																	

<説明>

1. 設置状況 当該会議の設置状況

2. 委員会等の設置根拠である事業の性質についての説明

- ①官民連携事業は、目標を達成するために行政(またはネットワーク)と住民・NPO(ネットワーク)とが連携して取り組んでいる事業の委員会、協議会など(例. 琵琶湖・淀川流域圏再生協議会と同連携交流会など)
- ②協働管理事業は、これまで専ら行政が管理していた分野を住民やNPOに役割を分担し、協働管理している事業の委員会、協議会(例. 河川レンジャー事業関連)

3. 委員会等の構成欄についての説明

- ①a. 純技術的検討等のため住民の参加は要らない、は純粋に専門技術的な委員会、協議会の性格上、行政や関係機関以外の委員を入れる必要がないと判断するもの。
- ①b. 単に住民は参加していない。
- ②行政+学識者のみは、行政と学識者、専門家だけで委員会、協議会が構成されているもの
- ③行政+一般住民は、一般住民やNPOが委員として委員会、協議会に参加しているもの
- ④行政+学識者+一般住民は、行政と学識者に加えて一般住民やNPOが委員として委員会、協議会に参加しているもの。
- ⑤行政+学識者+有識者住民は、行政と学識者に加えて住民の有識者が委員として委員会、協議会に参加しているもの。

4. 意見聴取手法欄についての説明

- ①説明会型: 説明会による意見聴取
- ②対話型: 対話集会、対話討論会、ワークショップ方式などで運営されているもの。
- ③メール・はがき等型: 媒体を利用した意見聴取

コメント

註1. 2. ①及び②は、3. の類型とは異り、諸委員会、協議会などの設置根拠としての性質が、このような2つの類型のいずれかに属するものがあると考えられるため、<事業運営の形態>としてここに掲げた。

註2. 3. ⑤を設定している理由は従来多くの委員会などでは、大学教員のみを学識経験者として選任していたが、淀川環境委員会のように、学識者ではないが、専門的知識や豊かな経験を有する住民やNPOが有識者委員として選任されて実績を挙げ

※記入にあたっての特記事項

様式に記載されていた、委員会・協議会等で実際に該当が無いものについては、取消し線で修正しています(赤字)

様式に記載されていた、委員会・協議会等で名称等に誤りがあるものについては、修正しています。(赤字)

様式に記載されていない、委員会・協議会等については追記しています。

その他に該当する項目が多数有り、整理上煩雑となるためコメント欄の記載は行っていません。